

令和7年度松戸市中小企業振興資金利子補給金QA集

令和7年度版

目 次

1 申請から補給(振込)までのスケジュール……P4

- 1-0 全体スケジュールを教えてください。
- 1-1 いつまで申請ができますか。
- 1-2 12月の元金・利息の約定日前ですが、申請は可能ですか。
- 1-3 申請期間を過ぎた場合、受け付けてもらえないのですか。
- 1-4 利子補給金額の決定はいつになりますか。
- 1-5 利子補給金の振込はいつになりますか。
- 1-6 みずほ銀行・三井住友銀行からの借入れがあります。スケジュールで気をつける点がありますか。

2 利子補給の対象者……P5

- 2-0 利子補給の対象者の要件を教えてください。
- 2-1 法人の事業所は松戸市ですが、社長の住所は市外です。利子補給の対象になりますか。
- 2-2 個人事業主で、お店は松戸市ですが、個人の住民票の住所は市外です。利子補給の対象になりますか。
- 2-3 令和7年の期中に、松戸市内に転入しました。融資は、市外に事業所があった時に借入れたものです。利子補給の対象になりますか。
- 2-4 令和7年の期中に市外に転出しました。市内に事業所があった期間は、利子補給の対象になりますか。
- 2-5 令和7年の期中に廃業しました。営業していた期間は利子補給の対象になりますか。
- 2-6 申請者と振込口座の名称が違いますが、申請は可能ですか。

3 利子補給の対象融資……P6

- 3-0 利子補給の対象になる融資はどのようなものですか。
- 3-1 返済予定回数は36回ですが、返済予定期間が、約定日の都合上、3年未満です。利子補給の対象になりますか。
- 3-2 千葉県制度融資の対象資金ですが、保証協会の保証はつけていません。利子補給の対象になりますか。
- 3-3 借換えをした融資は、利子補給の対象になりますか。
- 3-4 借換え前の融資も、借換え後の融資も申請できますか。

- 3-5 松戸市外の支店(例:千葉銀行柏支店)で借入れしました。利子補給の対象になりますか。
- 3-6 条件変更した融資があります。申請に関して留意する点がありますか。
- 3-7 令和 6 年度の利子補給の申請を忘れていました。令和 7 年度に前年度の申請することができますか。

4 利子補給の対象期間P7

- 4-0 利子補給の対象期間とはいつからいつまでですか。
- 4-1 利子補給の対象期間は「初回の返済日から 3 年以内」ですが、初回の返済日がわかりません。また、「3 年以内」は、3 年後の同日を含みますか。
- 4-2 次の融資の場合、令和7年度の利子補給の対象期間は、いつ支払った利子ですか。
- ①令和 7 年に借入れした融資
 - ②令和 4 年に借入れした融資
 - ③令和 6 年に借換え・繰上げ返済した融資
 - ④令和 4 年から令和 5 年に借入れた融資で、上記③に該当しない融資

5 利子補給額.....P8

- 5-0 計算方法を教えてください。
- 5-1 「利子補給率 1.0%以内」の「以内」とは、どういう意味ですか。
- 5-2 利子補給金が振込まれるまで、利子補給金額はわからないのでしょうか。
- 5-3 繰上げ償還時の利子の戻り額は、どのような取扱いになりますか。

6 申請書・添付書類.....P9

- 6-0 申請書はどのように入手できますか。
- 6-1 利子補給の対象になる融資を 3 つ借入れしています。申請書は 3 部必要ですか。
- 6-2 申請は誰が行うことができますか。代理申請は可能ですか。
- 6-3 別紙1の記載方法について、「初回の利子支払い日」は償還表(返済予定表)のどの日付を記載すればよいですか。
- 6-4 償還表(返済予定表)とはどのようなものですか。
- 6-5 償還表(返済予定表)をなくしてしまいました。
- 6-6 登記事項の変更申請中のため、登記簿が取得できません。
- 6-7 元利金支払証明書とはなんですか。
(みずほ銀行・三井住友銀行からの借り入れがあります。)
- 6-8 個人事業主です。確定申告書は全ページ必要ですか。
- 6-9 確定申告書にマイナンバーが記載されていますが、このまま提出してもいいですか。

7 利子補給金の停止要件(延滞、代位弁済、廃業、市税の滞納等)……P10

- 7-0 どのような場合、利子補給金の停止要件となりますか。
- 7-1 約定日を過ぎてから返済している月が何回かありました。
1回でも延滞があれば、利子補給は受けられませんか。
- 7-2 対象になる融資を 3 件借入しています。うち、1 件について、30 日以上の延滞をしてしまいました。延滞していない他の 2 件については、申請し、利子補給を受けることができますか。
- 7-3 令和 7 年の期中に廃業しました。営業していた期間は利子補給の対象になりますか。(2-5 と同じ)
- 7-4 住民税を分割納税にしています。納期の到来していない分は、未払いですが、市税の滞納にあたりますか。

8 その他……………P11

- 8-0 A銀行とB銀行から千葉県制度融資の事業資金を借入れしています。どちらの融資も利子補給の申請を行いますが、A銀行にB銀行の融資条件を知られたくありませんが、大丈夫でしょうか。
- 8-1 転入や創業で松戸市の課税がありません。対象になりますか。
- 8-2 この制度はいつまで続きますか。

1 申請から補給(振込)までのスケジュール

1-0 全体スケジュールを教えてください。

☞ 令和7年度の利子補給金の申請から振込までのスケジュールは以下のとおりです。

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
申請書の公開(松戸市 HP)	11月						
郵送受付			1/31まで				
額の確定通知の送付					3月末		
利子補給金の振込						4月下旬～5月下旬	

1-1 いつまで申請ができますか。

☞ 申請期限は令和8年1月31日(当日消印有効)までです。原則郵送にて受付を行います。

☞ みずほ銀行と三井住友銀行による融資を除き(※)、元利金支払証明書の添付が不要なため、12月の約定日を待たずに、申請可能です。

例年、書類不備による再提出などが発生しておりますので、時間に余裕を持った12月中のご申請をお勧めします。

※みずほ銀行と三井住友銀行の融資に関しては、各銀行が発行する元利金支払証明書の添付が必要です。

1-2 12月の元金・利息の約定日前ですが、申請は可能ですか。

☞ 可能です。

ただし、みずほ銀行と三井住友銀行の融資に関しては、各銀行が発行する元利金支払証明書の添付が必須となるため、12月の支払利子が対象の場合は、約定日前に申請することはできません。詳細は1-6をご参照ください。

1-3 申請期間を過ぎた場合、受け付けてもらえないのですか。

☞ 受け付けません。

令和8年1月31日(土)の消印までが有効です。早めの郵送申請をお勧めします。

※令和8年1月31日は土曜日のため、消印が2月になる場合があります。その場合は受理できませんので、月末投函の場合は松戸郵便局・松戸南局へのお持ち込みをお勧めいたします。

1-4 利子補給金額の決定はいつになりますか。

☞ 令和8年3月末に、交付決定通知書をお送りしますので、ご確認ください。

1-5 利子補給金の振込はいつになりますか。

☞ 令和8年4月下旬～5月下旬を予定しています。

1-6 みずほ銀行・三井住友銀行から借入れた融資を申請します。スケジュールで気をつける点がありますか。

☞ みずほ銀行・三井住友銀行からの借入れた融資を申請する場合、元利金支払証明書の添付

が必要となります。元利金支払証明書は、申請者が、金融機関に作成を依頼し、申請書に添付して市へ提出します。金融機関への依頼が遅くなると、申請期間を過ぎてしまう可能性がありますので、お早めに金融機関へ元利金支払証明書の発行を依頼してください。
(発行手数料がかかる場合があります。)

2 利子補給の対象者

2-0 利子補給の対象者の要件を教えてください。

☞ 対象融資(3-0 参照)を借り入れた者

☞ 松戸市内に主たる事業所を有している者(※)

(※) 法人の場合:本店登記が松戸市内にあること(支店登記が松戸市内でも本店が他市の場合は対象外)

個人事業主の場合:個人の住民票住所と、主たる事業所の両方が松戸市内にあること

☞ 市税を滞納していない者

ただし、以下の事象が発生した場合は利子補給が受けられません。

・対象融資について 30 日以上延滞(※) ・市外移転 ・代位弁済の発生 ・廃業

※支払期日の翌日から起算して 30 日を経過した場合

2-1 法人の事業所は松戸市ですが、社長の住所は市外です。利子補給の対象になりますか。

☞ 法人は、本店登記(履歴事項全部証明書)が松戸市であれば対象となります。社長(代表者)の住所は問いません。

2-2 個人事業主で、お店は松戸市ですが、個人の住民票の住所は市外です。利子補給の対象になりますか。

☞ 対象になりません。個人事業主は、主たる事業所と個人の住所の両方が松戸市の場合、対象です。

2-3 令和 7 年中に、松戸市内に転入しました。融資は、市外に事業所があった時に借入れした対象資金です。利子補給の対象になりますか。

☞ 対象になります。

2-4 令和 7 年中に、事業所を市外に移転しました。市内に事業所があった期間は、利子補給の対象になりますか。

☞ 対象になりません。本補給金申請時点で、2-0 の条件に該当することが要件になります。

2-5 廃業した場合、営業していた期間は利子補給の対象になりますか。

☞ 対象になりません。詳細は、質問 7-0 をご参照ください。

2-6 申請者と振込口座の名称が違いますが、申請は可能ですか。

☞ 可能です。交付請求書兼口座振替依頼書(第3号様式)下部の申立書を記入・押印ください。

3 利子補給の対象融資

3-0 利子補給の対象になる融資はどのようなものですか。

☞ 下記融資のうち償還期間が3年以上、かつ初回の利子支払い日が令和4年1月以降のものが対象です。

資金名			資金使途	融資(返済予定)期間
千葉県制度融資	事業資金	事業承継資金	運転資金 設備資金 運転・設備資金	償還期間 3 年 (36 回) 以上
	小規模事業資金	ちば SDGs パートナー支援資金		
	創業資金 ※	事業承継特別資金		
	挑戦資金	事業継続強化資金		
	経営力強化資金※			
金融公庫 日本政策	マル経融資(小規模事業者経営改善資金) ※コロナマル経含む。ただし、国の特別利子補給の申請要件の対象要件を満たさない方のみ対象。			
	創業関連融資 ※			

※創業資金(県制度)および創業関連融資(公庫)は、特定創業支援等事業の証明書の発行を受けた方に限ります。松戸市で証明書の交付を受けた場合は、証明書の添付は不要です。

また、創業後5年未満に借入れた融資が対象です。

※「経営力強化資金」は令和5年4月に国の制度廃止に伴い廃止となりましたが、初回の利子の支払い日より3年以内の資金であれば利子補給の対象となります。

また、令和6年8月9日に創設された「経営力強化資金」については一般枠のみ利子補給の対象となります。(市町村認定枠は対象外となります。)

※令和7年中に1～36回目の利払いが発生する融資が対象となります。

(補給が受けられなくなる要件)

・30日以上延滞 ・市外移転 ・代位弁済の発生 ・廃業

※1つの融資でも上記に当てはまる場合、該当融資のみだけでなく、すべての融資について、補給停止となります。

※市税の滞納がある場合も対象外となります。(分納誓約も滞納扱いとなります)

3-1 返済予定回数は36回ですが、返済予定期間が、約定日の都合上、3年未満です。利子補給の対象になりますか。

☞ 対象となります。(融資が対象要件に該当する場合)

3-2 千葉県制度融資の対象資金ですが、信用保証協会の保証はつけていません。利子補給の対象になりますか。

☞ 対象になります。(融資が対象要件に該当する場合)

3-3 借換えした融資は、利子補給の対象になりますか。

☞ 対象になります。(融資が対象要件に該当する場合)

3-4 借換え前の融資も、借換え後の融資も申請できますか。

☞借換え前の融資、借換え後の融資も対象となります。(融資が対象要件に該当する場合)

3-5 松戸市外の支店(例:千葉銀行柏支店)で借入れしました。利子補給の対象になりますか。

☞対象になります。(融資が対象要件に該当する場合)

3-6 条件変更した融資があります。申請に関して留意する点がありますか。

☞条件変更した場合も、補給対象期間は、初回の利子支払い日から 3 年間です。条件変更後から 3 年間ではありません。

3-7 令和 6 年度の利子補給の申請を忘れていました。令和 7 年度に前年度の申請することが出来ますか。

☞令和 7 年に支払った利子については、申請が可能です。

令和 6 年に支払った利子については、遡って申請することはできません。

4 利子補給の対象期間

4-0 利子補給の対象期間とはいつからいつまでですか。

☞令和 7 年度利子補給期間は、**令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日**もしくは**当該融資の初回の利子支払い日から3年以内**のいずれか短い期間です。

4-1 初回の利子支払い日がわかりません。また、「3 年以内」は、3 年後の同日を含みますか。

☞初回の利子支払い日は、利子が「先取り」か「後取り」かによって異なります。

・利子が**先取り方式**で、融資実行時にあらかじめ利子が引かれている場合、融資実行日が初回の利子支払い日(返済日)となります。

・利子が**後取り方式**の場合、初回の約定返済日が初回の利子支払い日(返済日)となります。

詳細は償還表(返済予定表)もしくは、融資取扱金融機関にてご確認ください。

☞「3 年以内」は、3 年後の同日を含みません。

例)令和 4 年 4 月 1 日が初回の返済日の場合、補給対象期間は、令和 7 年 3 月 31 日までです。

4-2 次の融資の場合、令和 7 年度の申請対象は、いつ支払った利子ですか。

☞①令和 7 年に借入れした融資

初回の利子の支払い日から令和 7 年 12 月 31 日までに支払った利子が対象です。

利子が先取りの場合、融資実行時に支払った利子も対象になります。

☞②令和 4 年に借入れした融資

令和 7 年 1 月 1 日から、補給対象期間(初回の利子支払い日から 3 年以内の日)までに支払った利子が、補給対象となります。

例)令和 4 年 4 月 1 日に、利子が先取りの契約で、融資を実行。先取りの場合、同日が、初回の利子支払い日となるため、補給対象期間は、令和 7 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までとなります。

③令和 7 年に借換え・繰上げ償還した融資

令和 7 年 1 月 1 日から、借換え・繰上げ償還日までに支払った利子が、補給対象となります。ただし、上記②令和 4 年に借入れした融資に該当する場合、当初の補給対象期日か繰り上げ償還日のいずれか短い日までが補給対象となります。

借換え・繰上げ償還した融資の留意事項として、利子が先取りの場合、一般的には、繰上げ償還と同時に、利子の戻りが発生します。その場合、戻った利子は差し引いて計算します。

例)令和 5 年 4 月 1 日に償還期間 5 年で融資を借入れ。約定日は、毎月 10 日。令和 7 年 4 月 30 日に繰り上げ償還。

初回利子支払い日:令和 5 年 4 月 1 日、当初補給対象期日:令和 8 年 3 月 31 日

繰り上げ償還日:令和 7 年 4 月 30 日

この場合、令和 7 年度利子補給対象期間は令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までとなります。この間に支払った利子は、1 月 10 日、2 月 10 日、3 月 10 日、4 月 10 日の 4 回です。しかし、利子为先取り方式の場合、4 月 10 日の利子額には、繰上げ償還後の 5 月 1 日から 5 月 9 日までの利子を含んでいる為、一般的に金融機関より利子が返戻されます。対象期間中に支払った利子額から返戻された利子額を差引いた金額が支払利子額となります。

④令和 4 年から令和 5 年に借入れた融資で、③に該当しない融資

令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに支払った利子が対象となります。

5 利子補給額

5-0 計算方法を教えてください。

利子補給額 = 支払利子額(※1) × 利子補給率(※2) ÷ 融資利率

※1 支払利子額は、補給対象期間に支払った利子に限る

※2 利子補給率は、融資利率を上回らない率

例 1)令和 5 年 4 月に、償還期間 5 年、年利 2.5%で 3,000 万円の融資を借入れ。

令和 7 年中に支払った利子が 52 万円で、利子補給率が 1.0%の場合

$\text{¥}520,000(\text{支払利子額}) \times 0.01(\text{利子補給率}) \div 0.025(\text{融資利率}) = \text{¥}208,000$

例 2)令和 5 年 4 月に償還期間 5 年、年利 0.8%で 3,000 万円の融資を借入。

令和 7 年中に支払った利子が 52 万円で、利子補給率が 1.0%の場合

利子補給率は 1.0%だが、融資利率が 0.8%のため、本融資に関しては、補給率が 0.8%となる。

$\text{¥}520,000(\text{支払利子額}) \times 0.008(\text{利子補給率}) \div 0.008(\text{融資利率}) = \text{¥}520,000$

5-1 「利子補給率 1.0%以内」の「以内」とは、どういう意味ですか。

☞ 申請数が多く、松戸市の予算を超えてしまった場合、利子補給率を一律で下げて、予算の範囲内に収まるように計算します。

(補給率実績 令和 3～6年度 1.000%、令和 2 年度 0.940%、令和元年度 0.955%)

また融資利率が補給率を下回る場合は、融資利率が補給率の上限となります。

そのため、利子補給率は「1.0%以内」としています。

利子補給率は、申請を締め切った後に確定します。令和 8 年 3 月末に松戸市より各申請者にお送りする利子補給金の「交付決定(額の確定)通知書」で、確定した利子補給率をご確認いただけます。

5-2 利子補給金が振り込まれるまで、利子補給金額はわからないのでしょうか。

☞ 令和 8 年 3 月末に利子補給金の「交付決定(額の確定)通知書」をお送りしますので、ご確認ください。

なお、振込は、令和 8 年 4 月下旬から 5 月下旬を予定しています。

5-3 繰上げ償還時の利子の戻り額は、どのような取扱いになりますか。

☞ 戻った利子は差し引いて計算します。(質問 **4-2**③令和 7 年に借換え・繰上げ返済した融資に詳細を記載しています)

6 申請書・添付書類

6-0 申請書はどのように入手できますか。

☞ 申請書は松戸市のホームページからダウンロードすることができます。

検索エンジンから「松戸市中小企業振興資金利子補給金」と検索してください。

また、松戸市役所商工振興課の窓口(京葉ガス第 2 ビル 4 階)でも配布しています。

6-1 利子補給の対象になる融資を 3 つ借入れしています。申請書は 3 部必要ですか。

☞ 申請書は **1 事業者 1 部**でお願いします。ひとつの申請書に複数の融資を記載する箇所がございますので、対象となる融資を全て記載してください。また、**返済予定表は融資ごとに添付する必要があります**。

詳細は、申請要領または申請書の表紙をご確認ください。

6-2 申請は誰が行うことができますか。代理申請は可能ですか。

☞ 申請事業者の代表者、役員、または従業員であれば申請手続きをすることが可能です。
金融機関等による代理申請は受け付けておりません。

6-3 別紙1の記載方法について、「初回の利子支払い日」は償還表(返済予定表)のどの日付を記載すればよいですか。

☞ (質問 **4-1** に同様の回答)

6-4 償還表(返済予定表)とはどのようなものですか。

☞返済の初回から最終回まで、支払元金と利子額が記載された一覧表です。
融資実行時に金融機関から発行されているものです。

6-5 償還表(返済予定表)をなくしてしまいました。

☞償還表(返済予定表)は、申請の添付書類として必須です。金融機関へ再発行を依頼し、添付してください。金融機関によっては、再発行に手数料がかかる場合があります。

6-6 登記事項の変更申請中のため、登記簿が取得できません。

☞登記簿が取得できない理由を記載した書面を添付してください。登記完了後に登記簿を提出していただきます。(2 月末日まで)

6-7 元利金支払証明書とはなんですか。(みずほ銀行・三井住友銀行からの借り入れがあります。)

☞元利金支払証明書は、対象融資の利子の支払い状況について、金融機関に証明してもらう書類です。本証明額をもって、利子補給額を決定します。

みずほ銀行・三井住友銀行からの対象融資の借り入れがある場合、質問 **1-6** を併せてご確認ください。

6-8 個人事業主です。確定申告書は全ページ必要ですか。

☞以下のすべての書類が必要です。

①確定申告書Bの第 1 表

②青色申告決算書。白色の場合、収支内訳書。

6-9 確定申告書にマイナンバーが記載されていますが、このまま提出してもいいですか。

☞マイナンバーは黒塗りにしてください。

7 補給金の停止要件(延滞、代位弁済、廃業、市税の滞納等)

7-0 どのような場合、利子補給金の停止要件となりますか。

☞以下の事象がひとつでも発生した場合、利子補給を受けることができません。

・30 日以上延滞 ・市外移転 ・代位弁済の発生 ・廃業

この場合、全補給対象期間において利子補給を受けることができません。

また、複数融資を申請される場合、該当融資のみだけでなく、すべての融資について補給停止となります。

※市税の滞納がある場合も対象外となります。速やかにお支払ください。

(分納誓約も滞納扱いとなります)

7-1 約定日を過ぎてから返済している月が何回かありました。1回でも延滞があれば、利子補給は受けられませんか。

☞ 30 日以上延滞が 1 度でもあれば、すべての融資について利子補給を受けることはできません。

7-2 対象になる融資を 3 件借入しています。うち、1 件について、30 日以上延滞をしてしまいました。延滞していない他の 2 件については、申請し、補給を受けることができますか。

☞ できません。複数融資を申請される場合、該当融資のみだけでなく、すべての融資について、補給停止となります。

7-3 令和 7 年中に廃業しました。営業していた期間は補給対象になりますか。

☞ 対象になりません。

7-4 住民税を分割納税にしています。納期の到来していない分は、未払いですが、市税の滞納にあたりますか。

☞ 本来の納付期限(例:個人の市民税の第四期の納期限であれば 12 月末日)を超えて分納にしているものは、滞納にあたります。(市役所で納税証明を取得すると、「未納分」と表示されます。)

本補助金の申請は、市税を完納してから、手続きをしていただきますよう、お願いいたします。

8 その他

8-0 A銀行とB銀行から千葉県制度融資の事業資金を借入れしています。どちらの融資も利子補給の申請を行いますが、A銀行にB銀行の融資条件を知られたくありませんが、大丈夫でしょうか。

☞ 融資情報を利用した照会は、その取扱金融機関のみに対して行います。

取扱金融機関以外の金融機関へ融資情報を提供することはありません。

8-1 転入や創業で松戸市の課税がありません。対象になりますか。

☞ 対象になります。ただし個人事業主の場合、申請時に提出していただく書類が別途必要になりますので、商工振興課(047-711-6377)までお問合せください。

8-2 この制度はいつまで続きますか。

☞ 本制度は、補助金のため、毎年度の予算措置に基づくものです。3 月の市議会を経て予算が確定しますので、毎年 4 月に当該年度の実施の有無や制度概要を公表しています。

(3 年間の補給を約束するものではありません)

以上